

「栄養教諭二種免許状」

① 教職課程

食物栄養学科には、教育職員免許状(栄養教諭二種)を取得するために必要な文部科学大臣の認定する教職課程が設けられている。免許状を取得しようとする者は、栄養士免許取得に必要な総単位数以外に教育職員免許法(以下「教免法」という)に基づき、本学が定める教職に関する単位を卒業要件とは別に修得すること、及び栄養に係る教育に関する科目等を履修することが義務づけられている。

なお、本課程履修者は、2年次に履修費を納入しなければならない。

教員免許の取得に至るまでに、教員の社会的責務の重要性から、本学が定める所定の申し込みや説明会の出席など様々な手続きが必要となっているので、1年次から計画的に履修するよう、特に注意することが望まれる。

また、オリエンテーション・ガイダンスには必ず出席しなければならない。

② 法律に定められている規定

I. 教育職員免許法第5条別表第2の2に定められている規定

所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数
免許状の種類			
栄養教諭	二種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	14

II. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定められている規定

日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作2単位を修得していること。教免法に基づき、本学が定める単位は次頁の表のとおりであり、十分な確認の上で履修すること。

なお、本学では、2年次の「栄養教育実習」の履修は、原則として、指定された「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位を2年次前期までに修得した者に限り認めている。

ただし、2年次前期までの授業の取組み・態度等や、関連科目の履修状況などにより、実習生としてふさわしくないと本学が判断した場合には履修を認めないことがある。

「栄養教育実習」の詳細については、教職ガイダンス及び説明会等で別途指示するので、該当学生は、これらの説明会等には必ず出席しなければならない。

③本学で修得すべき単位

I.食物栄養学科授業科目表における該当科目
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

科目 No	授業科目	単位数		授業 方法	単位配分				週時数	備考
		必修	選択		1年次		2年次			
					前期	後期	前期	後期		
Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4			
N2101	英語 I		2	演習		2			2	2単位以上の 選択必修科目
N3101	英語 II		2	演習			2		2	
N1103	健康スポーツ I	1		実習	1				2	
N2103	健康スポーツ II	1		実習		1			2	
N1002	情報処理基礎 I	1		実習	1				2	
N2001	情報処理基礎 II	1		実習		1			2	
N4105	法と社会	2		講義				2	2	
	計	6	4		2	4	2	2	14	

II. 栄養に係る教育に関する科目

科目 No	授業科目	単位数		授業 方法	単位配分				週時数	備考
		必修	選択		1年次		2年次			
					前期	後期	前期	後期		
Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4			
N3901	学校栄養教育論	2		講義			2		2	
	計	2	0		0	0	2	0	2	

III. 教育の基礎的理解に関する科目等

科目 No	授業科目	単位数		授業 方法	単位配分				週時数	備考	
		必修	選択		1年次		2年次				
					前期	後期	前期	後期			
Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4				
N1901	教職論	2		講義	2				2	集中講義 集中講義	
N3902	教育原理	2		講義			2		2		
N1902	教育心理学	2		講義	2				2		
N2901	特別支援教育概論	1		講義		1			1		
N2902	教育課程と教育方法・技術	2		講義		2			2		
N1903	道徳教育・特別活動及び総合的な 学習の研究	2		講義	2				2		
N2903	生徒指導と教育相談	2		講義		2			2		
N3903	教育実習指導(事前・事後指導)	1		実習			1		2		
N4901	栄養教育実習	1		実習				1	2		
N4902	教職実践演習(栄養教諭)	2		演習				2	2		
	計	17	0		6	5	3	3	19		